

群馬県外の医療機関で、



妊婦健診・新生児聴覚検査・産婦健診を受ける伊勢崎市民の方へ

伊勢崎市に住所を有する方が、群馬県外の医療機関で上記健診・検査を受診する場合は、費用の一部を、申請により助成します。

*確定申告やその他の申請の前に本申請をお願いします。領収書はその場でお返しします。

*伊勢崎市から転出された方は、伊勢崎市で交付した受診票は使用できません。転出先でご相談ください。

*申請書・請求書はそれぞれ記入が必要です。申請窓口で配布、または伊勢崎市ホームページからダウンロードできます。

○ 妊婦健康診査 申請に必要な書類等

- ① 妊婦健康診査県外受診者補給金交付申請書(様式第1号)・・・申請者は妊婦本人
- ② 請求書(妊婦健康診査県外受診者補給金)(様式第3号)・・・請求者は申請者と同一人
- ③ 妊婦健康診査の領収書(原本)とそのコピー *レシート不可。コピーはA4用紙に日付順、縮小は70%程度まで。
- ④ 妊婦健康診査受診票(原本) *医療機関で結果と医療機関名を記入してもらう。
母子手帳の「妊娠中の経過」の箇所も、医療機関に記入してもらう。
- ⑤ 通帳(見開き面)のコピー *妊婦本人の通帳。口座情報が分かるもの。
- ⑥ 印鑑(朱肉を使うもの) *旧姓不可。訂正等に備えて、必ず印鑑をお持ちください。
- ⑦ 母子健康手帳(原本)とそのコピー *「妊娠中の経過」ページのコピー

*最後の妊婦健康診査受診後、1年以内に申請して下さい。受診日に妊婦が伊勢崎市民であれば申請できます。

○ 新生児聴覚検査 申請に必要な書類等

- ① 新生児聴覚検査受診者補給金交付申請書(様式第1号)・・・申請者は受診児の保護者(伊勢崎市民)
- ② 請求書(新生児聴覚検査補給金)(様式第3号)・・・請求者は申請者と同一人
- ③ 聴覚検査費用がわかる領収書・明細書(原本)とそのコピー *レシート不可。コピーはA4用紙に。
*領収書・明細書で聴覚検査費用が確認できない場合は、保護者から医療機関に問い合わせてください。
- ④ 新生児聴覚検査受診票(原本) *医療機関で結果と医療機関名を記入してもらう。
母子手帳の「検査の記録」の「新生児聴覚検査」の箇所も、医療機関に記入してもらう。
- ⑤ 通帳(見開き面)のコピー *申請者の通帳。口座情報が分かるもの。
- ⑥ 印鑑(朱肉を使うもの) *旧姓不可。訂正等に備えて、必ず印鑑をお持ちください。
- ⑦ 母子健康手帳(原本)とそのコピー *「検査の記録」「新生児聴覚検査」ページのコピー

*聴覚検査後6か月以内に申請して下さい。聴覚検査受診日に申請者が伊勢崎市民であれば申請できます。

◎聴覚検査費用が無料の場合や、検査費用が不明の場合は補給金の対象にはなりません。

◎聴覚検査費用が出産育児一時金でまかなわれ自己負担がない場合も補給金の対象にはなりません。

○ 産婦健康診査 申請に必要な書類等

- ① 産婦健康診査県外受診者補給金交付申請書(様式第1号)・・・申請者は産婦本人
- ② 請求書(産婦健康診査県外受診者補給金)(様式第3号)・・・請求者は申請者と同一人
- ③ 産婦健康診査の領収書(原本)とそのコピー *レシート不可。コピーはA4用紙に。
- ④ 産婦健康診査受診票 *医療機関で結果等必要事項を記入してもらう。
(記入漏れがあると、補給金の対象にならないのでご注意ください)
- ⑤ 通帳(見開き面)のコピー *産婦本人の通帳。口座情報が分かるもの。
- ⑥ 印鑑(朱肉を使うもの) *旧姓不可。訂正等に備えて、必ず印鑑をお持ちください。
- ⑦ 母子健康手帳(原本)とそのコピー *「出産後の母体の経過」ページのコピー

*産婦健康診査受診後、1年以内に申請して下さい。受診日に産婦が伊勢崎市民であれば申請できます。

◎受診票記載の項目がすべて記入されていないと補給金の対象にはなりません。

新生児聴覚検査について Q&A



生まれてくる赤ちゃん 1,000 人のうち 1~2 人は、生まれつき耳のきこえ（聴覚）に障害があるといわれています。その場合、早期検査・早期発見で適切な治療や援助へつなげることが赤ちゃんの言葉とこころの成長のために、とても大切です。

Q1 どんな検査ですか？

A1

赤ちゃんがぐっすり眠っているときに、小さな音をイヤホンから聞かせて、その際の反応波形や音に反応した内耳からの反響音を測定することで、耳のきこえが正常かどうかを判定する検査です。通常、赤ちゃんの入院中に行います。

検査の種類と説明は、出産した医療機関でお聞きください。

Q2 検査結果が「パス」だったときは？

A2

その時点で聴覚に異常がないと考えられます。ただし、成長の過程でかかる中耳炎やおたふくかぜ（流行性耳下腺炎）などの影響で、後になって耳のきこえが悪くなる場合もあります。お子さんの耳のきこえを継続して見守っていくことが大切です。

Q3 検査結果が「再検査」となったときは？

A3

検査の結果『再検査』となったとしても、ただちに耳のきこえが悪いことを意味するものではありません。生まれたばかりの赤ちゃんは、耳の中に液体が残っていたり、脳の発達がまだ十分でなかったりするため、新生児期の検査でパスしないことがあります。

また、検査のときに泣いたり動きすぎたりして、うまく判定できないこともあります。再検査をすすめられたときは、主治医の指示のもと、必ず検査を受けて聞こえを確認しましょう。

Q4 検査結果が「要精検」となったときは？

A4

もし、検査の結果『要精検』となったとしても、ただちに耳のきこえが悪いことを意味するものではありません。

主治医の指示のもと、早めに専門の耳鼻咽喉科（精密検査実施医療機関）で必ず聴覚検査を受けましょう。



◎申請窓口（お問い合わせは健康管理センターへ）

健康管理センター	0270-23-6675	(FAX 0270-21-8995)	
赤堀保健福祉センター	0270-20-2210	あずま保健センター	0270-62-9918
境保健センター	0270-74-1363	健康づくり課	0270-27-2746

※申請受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日・祝日・年末年始を除く）